

まずはこれだけは押さえて欲しい

# 消費税率 10%への引上げに伴う実務ポイント

新たに導入される「軽減税率制度」「インボイス制度」で実務はどう変わる？  
～消費増税の概要から新制度導入時の留意点、必要な実務対応までを分りやすく解説します。～

## 開催要領

日時 2019年 3月26日(火) 13:00～17:00

会場 企業研究会セミナールーム(東京・麹町)

## 講師紹介

アースタックス税理士法人 代表社員 税理士 CFP 島添 浩 氏

〔講師ご略歴〕1991年中央大学商学部会計学科卒業。大手生命保険会社、会計事務所での勤務を経て2000年に税理士登録。2006年アースタックス税理士法人を設立し代表社員に就任。現在、一般企業の税務顧問業のほか、企業再編や事業承継対策など経営コンサルティング業務にも従事し、豊富な実務経験を活かした税法実務セミナーの講演や執筆も数多くこなしている。また、1998年より会計税務の専門学校TACにて税理士講座、税法実務講座、FP講座にて税法の講師も務めており、実務に役立つ実践的な講義を行っている。主な著書に『Q&A改正消費税の経過措置と転嫁・価格表示の実務』(清文社)、『税率変更後に留意すべき消費税の実務』(税務研究会)、『新事業承継税制 特例承継計画の作成から納税猶予・免除まで 手続きガイド』アースタックス税理士法人編(税務研究会)等がある。



<受講者特典>セミナー当日、講師著『消費税軽減税率取扱いの実務』(清文社)をテキストとして配付します。>

## ご参加頂きたい方

経理・財務部門等に配属され、消費税に関する実務ポイントについて学びたい方、  
もしくはもう一度学び直したい方

■受講料: 1名(税込み、テキスト代含む)

正会員	28,080円(本体価格26,000円)
一般	31,320円(本体価格29,000円)

## ■参加要領

当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。後日、(開催日1週間前～10日前までに)受講票・請求書をお送りします。

- \*正会員登録の有無など、よくあるご質問(FAQ)は、当会ホームページでご確認いただけます。  
(〔セミナー・会員研究会〕→〔よくあるご質問〕)
- \*お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。
- \*最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきますので、予めご了承ください。
- \*申込書をご送信頂く際はくれぐれもFAX番号をお間違えないようご注意ください。

## ■お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局  
担当/鈴木 E-mail:a-suzuki@bri.or.jp  
TEL:03-5215-3513 FAX:03-5215-0951  
東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR麹町ビル(旧 麹町M-SQUARE) 2F

当会ホームページよりお申込みいただくのが便利です。

企業研究会 セミナー Q 検索

※書面にてお申込みの場合には下記申込書をご記入の上、FAXにてお送りください。

182176-0606	消費税率 10%への引上げに伴う実務ポイント		
ふりがな 会社名			
住所	〒		
TEL		FAX	
ふりがな ご氏名		所属 役職	
E-mail			
ふりがな ご氏名		所属 役職	
E-mail			

3月 26日

(火)

13:00

## 【開催にあたって】

平成 31(2019)年 10月1日より、消費税率が8%から10%に引き上げられるとともに、新たに「軽減税率制度」が導入されます。この軽減税率制度の導入により、消費税導入後はじめて複数税率が適用されることから、売上や仕入を税率ごとに区分した経理処理を行わなければなりません。また、平成 35(2023)年には「適格請求書等保存方式」、いわゆる「日本型インボイス制度」が導入され、さらなる対応が必要になります。

このように、これまでの増税よりも大きな変更を伴う今回の消費税率10%への引上げにおいては、あらゆる企業にとって今のうちから準備を行い対応していくことが急務となります。

そこで、本講座では、今回、導入される新制度の概要はもちろん、インボイス制度導入に至るまで、実務上、必須な事項について、具体的な事例を交えながら解説致します。

## 1. 軽減税率制度の概要と対象取引、消費税の計算方法

(1) 新たに導入される軽減税率制度とは 消費税導入以来の大変更

(2) 軽減税率対象品目の具体例

(3) 軽減税率導入後の消費税の計算方法

(4) 施行日までに対応すべき留意点

各種システムの変更

請求書等の記載方法

商品価格の表示方法

軽減税率対策補助金制度

## 2. 消費税率引上げに伴う経過措置と実務上の留意点

(1) 消費税率引上げに伴う経過措置規定の概要

指定日&lt;平成 31(2019)年 4月1日&gt;までに対応しなければならない経過措置規定

施行日&lt;平成 31(2019)年 10月1日&gt;までに対応しなければならない経過措置規定

施行日以後に対応しなければならない経過措置規定

(2) 工事の請負等に関する経過措置規定及びその留意点

(3) 資産の貸付けに関する経過措置規定及びその留意点

(4) その他の経過措置規定の留意点

## 3. インボイス制度の概要と実務対応

インボイス導入で請求書や税額計算はどう変わる？

(1) そもそもインボイス制度とは

規定の内容

適格請求書発行事業者登録制度

(2) 請求書等の記載方法

適格請求書等の記載事項

適格簡易請求書等の記載事項

(3) インボイス制度導入後の消費税の計算

仕入税額控除の要件の見直し

経過措置規定

途中  
休憩タイム  
あり

17:00